



資料 2

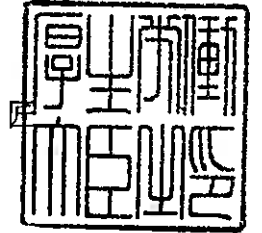
厚生労働省発基1207第3号

平成30年12月7日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 業務上の疾病の追加

労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる業務上の疾病に、オルトートロイジンにさらされる業務による膀胱がん^{ぼうこうがん}を追加するものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布日から施行するものとする。